

「ストレス・チェック」でうつ病患者が急増する? 従業員の労働災害防止や健康管理に欠かせない法律の改正案が今国会に提出されるが、実は従業員を苦しめることがあるという声が相次いでいるのだ。その中身に迫った。

# 大丈夫か? "ストレス・チェック 義務化法案" の中身

## 通常国会 もう一つの争点



謎客の行方は…

にすり替えられる危険性があるのです。従業員が高ストレスを感じているのなら、会社のありかたを変えねばならない努力、方策が必要なケースもある。また、高ストレスを抱える従業員に対しても、まずはカウンセリングが必要でしょう。ストレス・チェックを義務化するより、幅広い知識を持つたカウンセラーの育成や配置

多くは、約150項目に及ぶ。チェック検査を請け負つてゐるベンチャーエンタープライズ幹部が言う。

「なぜ質問項目が多いのか」というと、ウソを見破るためにです。ところが、わずか9項目程度では簡単にウソをつくことができます。正確な検査はできません」

質問項目が少ないのは、正確な判断を下す材料にならないのだ。伊藤氏も言う。

【最初から元気】  
それだけではない。改正法案の受動喫煙防止対策の推進のありかたにも異論が出ている。前回の法案では、職場の全面禁煙または空間分煙の義務化を盛り込んだが、今回は「事業者の努力義務」と一步後退したかに見える。

たばこ問題に詳しい、山口俊一・前副財務相は語る。  
「たばこの問題だけでな

書式などの条件整備が先です。検査結果は、プライバシー保護の観点から雇用主には通知されない。しかし、高ストレスと診断された本人が、精神科医への受診を勧められれば、上司や雇用主に知られる恐れがある。一方で、出世コースから外れることを恐れ、虚偽回答をする従業員が続出するところも想される。その結果、別の危険性があると、前出・梅村氏は指摘する。

く、個人の嗜好の問題に国  
法律が介入するのは健全で  
はないでしょう。私はそこ  
いう法律はすべてダメだと  
いう立場です。各企業がす  
れぞれ分煙社会をめざす努  
力をすればいい。こうして  
ことを「努力義務」とい  
表現とはいって、法律に明記  
すること自体、おかしいと  
思います。この法改正によ  
つて、各自治体が行き過ぎ

康を装つて回答し、その過労死しても、雇用主は「康だつた。そんな状態だたとは知らなかつた」という「口実」を与えかねません、社員数の少ない中小零細企業では正直に答え結果、解雇対象になりかず、ウソの回答で過労死認められない事態も考えられるのです」

「最初から完璧な法律はない」

「僕はメンタルヘルスの義務化は一步踏み出すことになるので評価する。画期的な法案だよ。最初から完璧な法律はない。不具合が生じたら、改正すればいいのではないか」

「不具合」があるからこそいま異論が出ているのだ。問題視する声がある以上、時間をかけて慎重に議論すべきではないだろうか。

た条例を作る可能性もあるのです。  
かくも、さまざま問題を抱える労安法改正案。かねて厚労行政に詳しいと一目を置かれ、政権交代後の安倍内閣で厚労相に就いた田村憲久氏はどう考えているのか。本誌は、前回魔案になる5カ月前の12年6月、自民党厚生労働部会に所属していた田村氏に同法案について聞いたことがあります。「各界から異論が出て

労安法は、事業者に対し  
て従業員の健康診断の実施  
の義務付けや労働災害防止  
の措置や規制をしている。  
一見、従業員が安心して働く  
ために重要な法律に見え  
る。それなのに、なぜ問題  
視されるのか。

内科医で、第3次野田佳  
彦内閣時に厚労政務官を務  
めた梅村聰前参院議員は、  
「法案の経緯」を解説する。  
「この法案には、メンタル  
ヘルス（心の健康）対策と  
職場の労働喫煙防止対策が  
盛り込まれています。別名  
を『ストレス・チエック義  
務化法案』と呼ばれるもの  
で、近年社会問題化してい  
る心の病について、未然に  
防ぐために検査を義務付け  
るというもの。実は、この  
改正案は2011年の国会  
にも提出されましたが、メ  
ンタルヘルス対策、労働喫  
煙対策がともに問題ありと  
指摘されました。その後、  
前出の田中さんは「義  
務付け」ということに混乱  
が生じる可能性があるので  
す。たとえば、ストレス・  
チエックで専門外の産業医  
に「うつの可能性がある」と  
判断された従業員は、專  
門の精神科医への受診を強  
く促されるケースが考えら  
れる。その場合、「会社にい  
られなくなることもあります」と批判する。  
法案を所管する、厚労省  
労働基準局衛生部計画課は、  
再提出の理由をこう語る。  
「廃案後、厚労省の諮問機  
関、労働政策審議会で今後  
の労働安全衛生対策につい  
て議論していただき、13年  
12月に建議がありました。  
新たな項目とともに、職場  
でのストレス発見は重要だ  
とのことで、改めて前回と  
同様の内容を盛り込みまし  
た。決して、うつ病など病

はありますん」  
法案にあるストレス・チェックの検査の中身は、米国的精神医学会が定めたり項目の基本概念を転用したもので、「疲れた感じがある、または気力がない」「自分が落ち込む、憂うつになる、または絶望的な気持ちになる」などの質問に対し、調査の2週間内でも全くない(2)数日(3)半分以上(4)ほとんど毎日——の4段階で自己採点する方法。

厚労省側は「9項目になるかどうかはまだ決まっていない」としているが、この検査の問題点について医療ジャーナリストの伊藤隼也氏はこう話す。

「そもそも、高ストレスは精神疾患ではありません。しかし、検査を義務付けることによって、疾病を刷り込むことになりかねない」  
大手企業が既に導入しているストレス・チェックの

▼ストレス検査でうつ病患者が急増の